

至急・重要

4都薬業発第 34 号
令和 4 年 12 月 15 日

地区薬剤師会担当役員 様

公益社団法人 東京都薬剤師会
副会長 高橋 正夫

薬局におけるゾコーバを取り扱うための登録について

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年 11 月 25 日付 東京都薬剤師会 事務連絡 にてお知らせいたしました、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口ウイルス薬「エンシトレルビルフマル酸」(販売名 ゾコーバ錠 125mg。以下「ゾコーバ」という。)を取り扱うための登録について東京都福祉保健局より連絡が参りました。

つきましては、未だ新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が減少していない状況を鑑み、必要な患者に遅滞なく適切に医薬品を提供できる体制を確保するため、是非とも積極的に取扱薬局として登録し、ご協力くださいますよう貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今般のゾコーバの取扱薬局の登録については、パキロビットパックの処方実績の有無に関わらず登録が可能です。

また、ゾコーバを扱う薬局には、パキロビットと同様に医療機関との連携はもとより、患者の服薬情報の収集のため必要に応じて、当該患者のかかりつけ薬剤師・薬局や過去に利用した薬局と連携を行うこと、また製造販売業者による使用の成績に関する調査への協力等が求められています。

記

1. 東京都福祉保健局登録サイト
(パソコン向け)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/procInfo.do?govCode=13000&procCode=11013849>

- (スマートフォン向け)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/procInfoSmart.do?govCode=13000&procCode=11013849>

2. 登録期間: 令和4年12月15日(木)～令和4年12月21日(水) 12:00(正午)
3. 問い合わせ先: 東京都福祉保健局感染症対策部抗体カクテル療法促進担当

03-5320-5969

(注) 登録期間を過ぎますと、東京都が想定している取扱薬局数を超えた場合、登録できなくなる可能性がありますので、ぜひ上記登録期間内に登録して下さい。

※既に登録されている薬局については再登録の必要はありません。

担当

東京都薬剤師会 薬局業務課

E-mail: yakuzai-koufu@toyaku.or.jp

公益社団法人東京都薬剤師会

会長 永田 泰造 殿

東京都福祉保健局感染症対策部
抗体カクテル療法促進担当部長
及川 勝利

新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬（ゾコーバ）の取扱いについて（依頼）

日頃から都の医療政策及び感染症対策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの経口抗ウイルス薬「ゾコーバ」に関する取扱いについて、11月22日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠 125mg）の医療機関及び薬局への配分について」が12月12日付で改正されましたのでお知らせいたします。

（厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001022827.pdf>

これまでは当面の措置として、「パキロビッドパック」の処方実績がある薬局においてのみ「ゾコーバ」の取扱いが可能でしたが、12月15日以降は上記要件に関わらず都道府県が選定した薬局について取扱い登録が可能となります。

つきましては、貴会会員の薬局のうち、医療機関の依頼等により本剤を調剤する可能性があり、取扱いを希望する薬局について、下記概要のとおり登録手続きが必要となりますので、貴会会員へご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

記

経口抗ウイルス薬「ゾコーバ」については、薬剤供給量が限られているため、国が所有し、治療を行う医療機関及び対応薬局に無償で提供することとしています。本剤の配分に当たっては、以下のとおり事前手続きが必要となりますので、内容をご確認の上手続きいただきますようお願いいたします。

1 対応薬局

以下の条件を満たす薬局において対応薬局の登録が可能

- ・「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡）「2. 薬局における対応」に記載する服薬指導等の実施や薬剤の広域な配送等の対応を行うこと。
- ・夜間・休日、時間外、緊急時の対応（輪番制による対応を含む）を行うこと。

- ・都内の対象医療機関と緊密な連携がとれること。
- ・都による対象薬局の公表に同意すること。
- ・国が所有する本剤を他機関へ譲渡・廃棄しないこと。

2 取扱い手続き

(1) 対応薬局登録

取扱いを希望する対応薬局は、下記URLより都へ申請してください。都で取りまとめた後、厚生労働省を通して本剤製造販売業者が設置する「ゾコーバ登録センター」へ登録申請します。登録申請薬局は、ゾコーバ登録センターから届く案内（郵送またはメール）に基づき、登録IDやパスワード等の登録手続きを完了してください（ID取得等には数日～1週間程度かかります）。登録が完了次第、本剤発注が可能となります。

※対応薬局登録数には上限があるため、上限を超えた場合はご登録できないことがありますのでご了承ください。

※ゾコーバを取扱う薬局は、都HPにて情報を公開させていただく可能性がありますのでご承知おきください。同意いただけない場合は、申請を受付いたしかねますのであわせてご了承ください。

(パソコン向け)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/procInfo.do?govCode=13000&procCode=11013849>

(スマートフォン向け)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/procInfoSmart.do?govCode=13000&procCode=11013849>

(2) 在庫上限数

東京都における薬局の在庫上限数は5箱（20人分）の予定です。パキロビッド処方実績があり先行登録されていた薬局におかれましては、在庫をお持ちの場合は、上記上限数未満にならないければ新たな発注はできませんのでご了承ください。

(3) 申請期限

令和4年12月21日（水）までに申請をお願いします。

3 その他

(1) 登録医療機関・薬局の情報は、地域の医療機関等と共有するほか、「ゾコーバ登録センター」内で閲覧できる状態となります。

(2) 配分方法、発注・納入の流れ、処方にあたっての注意事項等の詳細は、厚生労働省からの事務連絡をご参照ください。

(3) その他、経口抗ウイルス薬については、下記福祉保健局HPをご参照ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryoku/kansen/corona_portal/iryokikan/keikouyaku_touroku.html

東京都福祉保健局
感染症対策部抗体カクテル療法促進担当
TEL：03-5320-5969